

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 30.5トン重量物用橋型起重機中ふ頭第3号及び30.5トン重量物用橋型起重機中ふ頭第4号を設置することにしました。
- 2 天保山岸壁に係る負荷重量の上限を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和6年10月15日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部海務課)